

かしんインターネット支店取引規定

第1条（本規定の適用範囲）

本規定は、「信用金庫口座開設アプリ」（以下、「口座開設アプリ」といいます）から開設した鹿児島信用金庫（以下、「当金庫」といいます）かしんインターネット支店（以下、「当店」といいます）の普通預金口座のほか、当店との間で行われるすべての取引（以下、単に「取引」といいます）について適用されます。

第2条（取引の開始）

1. 当店への取引の申込ができるお客さまは、次の各号すべてに該当する方とします。

- (1) 18歳以上の個人の方
- (2) 日本国内発行の有効な運転免許証をお持ちの方
- (3) 運転免許証に記載されている住所と現在の住所が同一の方
- (4) 当金庫の地区内に住所または居所を有す方、もしくは当金庫の地区内において勤労に従事している方
(当金庫営業地区：奄美市及び大島郡を除く鹿児島県一円)
- (5) 米国納税者でない方
- (6) 税法上の居所地国が日本のみの方
- (7) 外国政府等において重要な公的地位にある（あった）者に該当しない方
- (8) 成年後見制度を利用されていない方
- (9) マル優制度のご利用を希望されない方
- (10) 当金庫の利用規約等に同意してくださる方
- (11) 法人や個人の事業用口座（屋号のある名義を含みます）の開設をご希望されない方

第3条（お届印）

1. 取引を開始する際には当店との取引すべてに共通して使用する印鑑（以下、「お届印」）を届出てください。
2. 取引において、申込書、諸届その他の書類に使用された印影をお届印と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。

第4条（法令上の義務の履行）

1. 犯罪による収益の移転防止に関する法律および関係法令（以下、「犯収法等」といいます）に定める取引確認が必要な取引を行う場合、犯収法等で定める方法による取引時確認をしてください。
2. 前項の取引時確認が行えないときは、取引の謝絶、取消、停止、解約などの措置を行うことがあります。このために生じた損害について当金庫は責任を負いません。

第5条（当店との取引）

1. お客さまは、「カード規定」その他準用規定で定めた本人確認手続きを行うことにより、当金庫および当金庫と提携している ATM 等でカードを使用して行う普通預金に係る現金の預入れ、払出しおよび普通預金からの振替による振込、その他カードで可能な取引ができます。なお、当金庫本支店の窓口では、原則として取引ができません。
2. 第8条（解約）第3項第1号、第2号、第3号①から⑤および第4号①から⑤のいずれかに該当した場合は、取引ができません。
3. 障害により ATM 等で当店との取引ができない場合は、当店以外の当金庫本支店の窓口で同営業時間内に限り、当金庫所定の方法で現金の預入れ、払戻しおよび預金からの振替による振込をすることができます。

第6条（証券類の取扱い）

1. 当店は手形、当座小切手等の発行はしません。
2. 各種預金口座には手形、小切手、配当金領収書その他の証券類の受入れはしません。

第7条（マル優の取扱い）

当店は、少額貯蓄非課税制度（マル優）の取扱いはしません。

第8条（解約）

1. 取引を解約する場合には、当店に申出のうえ、当金庫所定の手続きを行ってください。ただし、当店の普通預金口座を解約する場合には、同時に当店とのその他すべての取引を解約してください。なお、金庫所定の手続きに不備がある場合または手数料が未払いなどの場合は、取引を解約しないことがあります。
2. 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はお客さまに事前に通知することなく、当店との取引を直ちに停止し、またはお客さまに通知することにより、当店との取引を解約することができるものとします。なお、通知により解約す

る場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- (1) 本規定その他当金庫が定めた各規定に違反した場合
 - (2) 取引時に虚偽の申告をした場合
 - (3) 取引に関する諸手数料の支払いが延滞した場合
 - (4) 相続の開始があった場合
 - (5) 支払の停止、破産または民事再生手続開始の申立がされた場合
 - (6) お客さまの責に帰すべき事由によってお客さまの所在が不明になった場合
 - (7) 取引の名義人が存在しないことが明らかになった場合または取引の名義人の意思によらずに取引が開始されたことが明らかになった場合
 - (8) 取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - (9) 預金取引が、2年間お客さまによる利用がなく、かつ預金残高合計額が1,000円を超えることがない場合
 - (10) 法令に基づく取引の停止、解約の事由が生じた場合
 - (11) 前各号のほか、取引の停止、解約を必要とする相当な事由が生じた場合
3. 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、お客さまとの取引を継続することが不適切である場合には、当金庫は取引を停止し、またはお客さまに通知することにより取引を解約することができるものとします。
- (1) お客さまが当金庫に対して行った反社会的勢力でないことの表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - (2) お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という）に該当したことが判明した場合
 - (3) お客さまが、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - (4) お客さまが自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした

場合

- ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
4. 前三項により、取引を停止もしくは解約したことまたは停止もしくは解約しないことによって生じた損害について当金庫は責任を負いません。
 5. 取引の解約により、お客さまへの返還金等がある場合は、当金庫の普通預金に入金します。ただし、普通預金を解約する場合は、お客さまが指定する口座へ手数料を差引して振込する方法その他の方法で交付します。なお、第2項または第3項により、取引が解約されお客さまへの返還金等がある場合、または取引が停止されその解除を求める場合には、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

第9条（通帳など・残高証明書）

1. 当店では、預金通帳、証書その他取引に係る書類を発行しませんので、取引残高、取引履歴明細は、（一社）しんきん共同センター提供の「しんきん通帳」アプリにより不定期または一定期間毎に確認してください。
2. 取引の残高証明書、取引履歴証明書その他取引に関する各種証明書の発行が必要な場合は、都度当店に申出のうえ、当金庫が定める手数料を支払ってください。

第10条（諸手数料）

1. 残高証明書発行手数料、カード再発行手数料その他取引後に支払う諸手数料は、当店の普通預金から払戻請求書等の提出なしに引落します。
2. 当金庫が諸手数料を改定または新設する場合には、原則として、改定内容または新設内容について事前に第11条（通知等）での通知または告知をします。

第11条（通知等）

1. 当金庫からお客さまに対する通知および告知は、当金庫所定のホームページへの掲載、電子メールの送信、書類等の送付その他の方法により行うものとします。
2. 届出のあった氏名・住所にあてて送付した書類等が未着として当金庫に返戻さ

れた場合、当金庫は以降の送付を中止し、全部または一部の取引を制限することができるものとします。また、返戻された書類等について当金庫は保管責任を負いません。

- 届出のあった電子メールアドレス、氏名、住所にあてて当金庫が通知、告知または書類等を送付した場合には、お客さまの責めに帰すべき事由により、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第 12 条（取引内容の記録）

当店とお客さまの取引上の記録は書面、電磁的記録等で行い、所定の手続きにより作成された記録は、これを正当なものとして取扱います。

第 13 条（個人情報の取扱い）

お客さまの個人情報は、当金庫所定のホームページへ記載する「個人情報の取扱いについて」に従い取扱います。

第 14 条（届出事項の変更等）

- 印章、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスその他の届出事項に変更があったときに、直ちに当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。この変更の届出は当金庫の変更手続きが終了した後に有効となり、変更手続きの前に変更が行われなかったことにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。
- 当店以外の当金庫本支店に取引があるお客さまは、別途当金庫本支店窓口での手続きが必要になる場合があります。
- 取扱店は当店以外の当金庫本支店に変更できません。

第 15 条（喪失の届出）

- 印章、カードその他取引に使用する物を失ったときは、直ちに当金庫へ届出するとともに、当金庫所定の手続きを行ってください。
- 暗証番号等を漏えい、亡失等などにより第三者に使用されるおそれが生じた場合、直ちに当金庫へ届出てください。
- 前二項の届出前に、届出を行わなかったことにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。

第 16 条（成年後見人等の届出）

- 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成

年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。

2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。

前二項の届出前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第 17 条（免責事項）

1. 当金庫所定の本人確認手続きにより、本人と認めて取引を行ったうへは、暗証番号、印章等に偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。なお、お客さまは、偽造カード等および盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者保護等に関する法律および準用規定に従い、一定の基準による損害の補てんを当金庫に請求することができます。
2. 送付上の事故等当金庫の責によらない事由により、第 11 条（通知等）での通知、告知、または書類等が延着もしくは到着しなかった場合または第三者が通知、告知または書類等の内容を知り得た場合、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。
3. 通信普通、停電、故障等当金庫の責によらない事由により、ATM等の障害で取引できない場合または取引に関して当金庫から送信した情報の表示が遅延もしくは不能の場合、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。
4. 災害・事変もしくは著しい社会変動等当金庫の責によらない事由または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、取引が遅延または不能となった場合、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。

第 18 条（譲渡、質入れ等の禁止）

預金、カード、取引契約上の地位その他取引にかかるいっさいの権利等は、譲渡・質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

第 19 条（準用規定）

1. 本店との取引において、本規定に定めのない事項は「インターネット支店専用普通預金規定」「カード規定」などの取引に関連する準用規定により取扱います。また、本規定において定義のない用語で、準用規定に定義のある用語は、かかる定義の意味を有するものとします。
2. 本規定と準用規定の定めが異なる場合は本規定が優先します。

3. 個別の規定が必要な場合は当店へ請求してください。

第 20 条（取引の内容等、規定の変更・廃止）

1. 取引の内容等は、当金庫の都合により、変更・廃止することができるものとします。また、このために当金庫所定のホームページ等を一時利用停止にすることがあります。
2. 取引の内容等の廃止は、第 11 条（通知等）での通知または告知の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。
3. 第二項の変更・廃止のために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

第 21 条（準拠法および管轄裁判所）

1. 当店との取引の契約準拠法は、日本法とします。
2. 当店との取引に関して訴訟の必要が生じた場合は、当金庫本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第 22 条（規定等の変更）

1. この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。
2. 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたその他相当の方法で公表することにより、周知します。
3. 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上